

平成 2 2 年 度

北海道立図書館運営計画

北海道立図書館

目	次	(ページ)
はじめに	・・・・・・・・	1
北海道立図書館運営の基本方針	・・・・・・・・	1
1 運営の重点	・・・・・・・・	1
2 事業計画の概要	・・・・・・・・	2
(1) 市町村立図書館等への支援		2
(2) 資料の充実		4
(3) 利用者サービスの充実		5
(4) 課題解決支援サービスの充実		7
(5) 子ども読書活動の推進		7
(6) 国民読書年の取組		8
(7) 各種研修等の充実		8
(8) 関係団体・機関等との連携		9
(9) 施設・設備の整備		10
(10) 管理運営と組織・機構の改善		10
(参考) 平成22年度図書館活動振興事業等予定一覧		11
3 予算の概要	・・・・・・・・	12
4 組織体制	・・・・・・・・	13
5 図書館資料の整備計画	・・・・・・・・	14
(1) 購入による資料収集		14
(2) 寄贈等による資料収集		16
(3) その他		16
6 非常措置計画の概要	・・・・・・・・	17
資料 国民読書年に関する決議	・・・・・・・・	21

はじめに

北海道立図書館では、平成20年3月に策定した、向こう5ヶ年間の図書館事業の推進方針を示す「北海道立図書館事業推進計画」及び「北海道立図書館事業行動計画」を踏まえ、平成22年度の運営計画を策定しました。

北海道立図書館運営の基本方針 (昭和42年4月制定 平成16年3月最終改正)

北海道立図書館は、道民の生涯学習を支援する拠点の一つとして、図書館機能の充実に努め、広く道民へのサービスの展開を目指します。

- 図書館のセンターとして ー図書館の図書館ー
道内の図書館網のセンターとして、市町村立図書館の活動に協力し、併せて専門図書館、大学図書館等とも連携して、図書館活動の推進に努める。
- 参考図書館として ー何でもわかる図書館ー
道民の多様なニーズに対応できるよう、一般資料のほか比較的高度な調査研究に必要な資料等を整え、道民がこれらの資料を利用できるサービスを行う。
- 全域サービスの図書館としてー道民みんなの図書館ー
図書館未設置地域への支援、図書館情報システムの整備等により、いつでも、だれでも、どこからでも求められた資料や情報に対応できる図書館サービスを展開する。

1 運営の重点

平成22年度の運営に当たっては、「北海道立図書館運営の基本方針」等に基づき、次の事項を重点的に取り組んでまいります。

(1) 市町村立図書館等への支援

北海道における図書館の振興を図るため、市町村立図書館等の活動への協力と図書館未設置市町村への助言等に努めます。

(2) 資料の充実

「北海道立図書館資料収集方針」及び「北海道立図書館資料収集計画」に基づき、道内の資料センターとして、多様化する道民の要求に応えるため、資料の整備に努めます。

(3) 利用者サービスの充実

多様化、高度化する道民のニーズに対応するため、利用者サービスの向上に努めます。

(4) 課題解決支援サービスの充実

「これからの図書館像ー地域を支える情報拠点をめざしてー」(平成18年4月文部科学省公表)を踏まえ、道民や地域が抱える課題解決を支援する機能を充実します。

(5) 子ども読書活動の推進

北海道子どもの読書活動推進計画(平成20年3月北海道教育委員会策定)に基づき、子どもの読書活動の推進に努めます。

(6) 国民読書年の取組

平成22年を「国民読書年」とした国会決議の趣旨を踏まえ、読書活動の推進を図るために様々な事業の実施に努めます。

2 事業計画の概要

本年度は、次の事業に取り組んでまいります。

(1) 市町村立図書館等への支援

道民がどこに住んでいても必要とする資料・情報が確実に入手できるよう、市町村立図書館等と連携・協力し、協力貸出し※¹や協力レファレンス※²のより一層の推進に努めます。

また、図書館未設置市町村に対しては、公民館図書室等の活性化や図書館設置促進のための事業や助言を行い、図書館づくりを支援します。

ア 協力貸出しの推進

(ア) 市町村立図書館や大学、専門図書館等多くの図書館等に利用されるよう、サービスの向上と利用促進に努めます。

また、PR等のための展示や貸出しについても、助言・協力してまいります。

(イ) インターネット予約貸出し（受取館方式※³）を積極的に周知し、利用の拡大に努めます。

(ウ) リクエスト制度※⁴を活用して市町村立図書館等の資料要求に応えます。

イ 協力レファレンスの推進

(ア) 市町村立図書館等から寄せられる協力レファレンスに迅速・的確に対応し、サービスの向上と利用促進に努めます。

(イ) 調査・回答事務を効率的に進めるため、情報検索リンク集※⁵「Do-Links」やレファレンス事例等を公開し、レファレンスツールの充実を図るとともに市町村等との情報の共有化に努めます。

また、レファレンス事例を国立国会図書館の「レファレンス協同データベース」に登録します。

◇計画目標値等

・貸出し

155市町村

40,000→

42,000冊

・受取館

78→80市町村

村

2,000→

2,300冊

・リクエスト

2,600→

2,600件

・レファレンス

4,150→

4,360件

◇計画目標値等：「21年度推計値→22年度目標値」として表示

※¹協力貸出し：利用者の求める資料が、市町村立図書館等で所蔵していない場合に地元の図書館等を通して貸出しを行うこと。

※²協力レファレンス：市町村立図書館等からのレファレンス。レファレンスとは調べものや資料を求めている利用者の方に対して、必要な情報や資料を調査し回答することを言う。

※³受取館方式：所蔵する資料を個人が借り受ける場合に、北海道立図書館情報システムに、インターネットにより直接貸出予約申込みを行い、希望する道内図書館等（受取館）を通じて受け取る方式

※⁴リクエスト制度：利用者の求める資料が図書館で未所蔵の場合は、購入して提供するほか、所蔵館を紹介したり取り寄せして提供する制度

※⁵情報検索リンク集：テーマに沿って関連する外部ウェブサイトのアドレスをまとめたもの

(ウ) レファレンス通信「Do-Re」を発行し、市町村立図書館等に役立つ情報を幅広く提供します。	・発行 4→4回
ウ 市町村活動支援事業の推進	
図書館づくりや図書館活動の活性化を図る市町村を支援するため、次の事業を実施します。	
(ア) 運営相談 司書を派遣し、読書活動推進計画の策定、図書館設置のための施設整備、図書室の配架・除籍・PR方法、ボランティアの育成のための助言など、実情に即した運営相談を実施します。	・20→17市町村
(イ) 一日図書館フェスティバル 市町村と連携し、資料展示や読み聞かせ等を行う一日図書館フェスティバルを共同で開催し、読書活動の推進を図ります。 また、国民読書年※6にちなみ「みんな本がだいすき」を統一テーマとして取り組みます。	・9→10市町村
(ロ) 子ども読書活動支援 地域や学校での子どもの読書活動を支援するために、次の事業を実施します。	
・学校ブックフェスティバル 市町村と連携して、図書の貸出しや読み聞かせを行う読書イベントを実施し、読書力の向上を図ります。	・10→7市町村
・子ども読書相談 市町村の子ども読書活動推進計画の策定や子ども読書活動に関する研修会の開催等に対して助言します。	・0→6市町村
・子ども読書サポート貸出し おはなし会や図書まつり等の事業に、大型絵本、しかけ絵本等を貸し出します。	・60→60市町村
(ハ) 大量一括貸出し 図書資料を一括貸出しし、公民館等に設置された図書室の活動を支援します。 また、中高生向け・料理本など利用者ニーズに応じたセットを用意するなど効果的な利用の促進を図ります。	・40,000→ 38,000冊
(ニ) 新刊書重点貸出し 図書館づくりに取り組んでいる市町村を対象に、新刊書を定期的に貸出しをします。	・1,000→ 1,000冊
(ホ) 研究協議会 市町村立図書館等の職員を対象として、地域別に研究協議会を開催し、図書館活動に関する資料や情報を提供します。	・7→7地域

※6国民読書年：平成20年6月6日衆参両院において、2010年を「国民読書年」と定め、読書活動を推進するため国をあげてあらゆる努力を重ねることを宣言するとの決議を採択した。

エ 図書館関係情報の提供

図書館ポータルサイト※7の活用や情報誌「あけぼのつうしん」の発行等を行い、市町村立図書館等の活動に関する様々な情報の収集や提供をします。

・発行
4→4回

(2) 資料の充実

北海道における資料センターとしての役割を果たすため、「北海道立図書館資料収集方針」、「資料選定基準」及び「北海道立図書館資料収集計画（平成22年度から3ヵ年）」等に基づき整備に努めます。

・蔵書
図書
94万→
96万冊

ア 資料の収集・整理

(ア) 購入による一般資料※8の収集は、14頁に掲げた「図書館資料の整備計画」に基づき、北海道の地域社会に関連する資料や参考図書を重点に収集します。

新聞・雑誌等
101万→
102万冊

北方資料は、新刊書はもれなく収集するほか、北方地域を主題とする資料や北方地域に関係の深い人物、団体等を主題とする資料を収集します。

・図書
29,400→
23,700冊

支援活動用資料は、読み物類、実用書、絵本や児童書など、公民館図書室等の活性化や事業協力のための資料を収集します。

・新聞・雑誌等
16,000→
16,000冊

(イ) 購入以外の資料については、政府及び関係機関、大学、民間団体、個人等からの寄贈のほか、市町村立図書館等において不用となった資料を受け入れ、蔵書の充実に図ります。

(ウ) 雑誌等は、特集記事等のデータ入力を積極的に推進し、資料の有効利用に努めます。

イ 資料の保存

(ア) 貸し出しできない貴重な資料や劣化している資料等については、適切な保存に努めます。

(イ) 貴重資料等のデジタル化を進め、北方資料デジタルライブラリーの充実に努めます。

(ウ) 緊急雇用創出推進事業等を活用し、新聞等のマイクロフィルム化を進めます。

※7 図書館ポータルサイト：北海道立図書館情報システムの新機能で、道内図書館向けサイト。横断検索、相互貸借申込み、予約・リクエストなどの業務、お知らせを掲示する機能などを一元化し、業務の効率化を進め、利用者サービスの向上を目指すもの

※8 一般資料：北方資料等以外の資料

北方資料：北海道及び旧樺太・千島など北方地域についての資料

支援活動用資料：市町村の図書館づくり及び図書館活動の活性化を支援する資料

(3)利用者サービスの充実

多様化、高度化する利用者のニーズを把握し、利用者サービスの向上を図ります。

ア 貸出しの充実

来館者への直接貸出しのほか、インターネット予約貸出し（自宅受取方式※⁹、受取館方式）を周知し、利用促進に努めます。

イ 閲覧環境の整備及び展示コーナーの充実

(ア) 来館者が気持ちよく利用できるような対応に努めるとともに、資料・情報の要求に的確な対応ができるよう常に職員のスキルアップに努めます。

(イ) 資料の配架や案内表示等を工夫して、来館者に分かりやすい閲覧環境の整備充実に努めます。

(ウ) 道民が抱える課題や国民読書年にちなんだテーマ等、年間展示計画を作成し、資料展示を行うほか、利用者ニーズを把握し、時宜を得た展示を行います。

(エ) 地域の課題解決を支援する「図書館海援隊」※¹⁰の取組の一環として、ビジネスコーナーの拡充を図り、国や関連機関が作成するパンフレットや情報の収集・提供に努めます。

(オ) 迅速に資料を提供するため日々の書架点検に努めるとともに、蔵書点検を行います。

ウ レファレンスサービスの利用促進

(ア) レファレンスサービスのPRに努め、来館者や電話、文書、FAX、メールによるレファレンスに積極的に応えます。

(イ) 道民が抱えている課題を自ら解決できるようパスファインダー※¹¹や情報検索リンク集、時宜にかなったテーマの文献目録等※¹²を充実します。

・直接貸出し

98,000→

100,000冊

・自宅受取り

300→

300冊

・受取館

78→80市

町村

2,000→

2,300冊

・展示

50→50回

※⁹自宅受取方式：当館が所蔵する資料を個人が借り受ける場合に、北海道立図書館情報システムにインターネットにより直接貸出予約申込みを行い、直接自宅で受け取る方式

※¹⁰図書館海援隊：文部科学省の呼びかけにより平成22年1月発足。地域が抱える様々な課題に対する解決支援のサービスを実施している全国の図書館有志による、仕事等に困っている人々に役立つ支援を関係部局と連携して行う取組。支援の内容は、トラブル解消、健康等、地域が抱える様々な課題。

※¹¹パスファインダー：テーマごとに図書館資料や情報を収集する際の探し方を一覧できるガイド

※¹²文献目録：「北海道人物文献目録」のようにあるテーマについてどのような資料が出版されているか、あるいは図書館で所蔵しているかを著した目録。図書館では、所蔵資料の紹介や利用者ニーズに応え、効率的なレファレンスや資料の提供ができるよう作成している。

- (ウ) 北方資料の情報誌「北の資料」を発行し、利用者に役に立つ情報を提供します。
- (エ) 道民生活のより一層の向上に資するため、医療、福祉、雇用等をはじめとする道政課題や地域の課題の解決を図るため必要な資料や情報を提供します。
- (オ) 様々な質問に迅速・的確に応えられるよう職員のスキルアップを図り、サービスの向上に努めます。

エ 児童サービスの充実

- (ア) 児童書や調べ学習の資料を計画的に整備し、道立図書館における児童の利用の拡大を図ります。
- (イ) 子ども読書の日（4月23日）及びこども読書週間（4月23日～5月12日）等における資料展示のほか、国民読書年にちなんだおはなし会の開催や子ども向け利用講座等を実施し、読書活動を推進します。
- (ウ) 子どもの読書に関する資料や情報を収集し、提供します。
- (エ) 学校と連携し、職場体験学習等の児童・生徒を積極的に受け入れます。

オ 各種講座の実施

図書館利用や資料・情報検索の理解を深め、自らが課題解決を図れるよう、道民カレッジ連携講座や北海道医療大学等関係機関や団体との連携による講座など、多様な講座を開催します。

・道民カレッジ 連携講座等
8→9回
・インターネット 随時

カ 開館時間の延長の試行実施

利用者の利便性を検証するため、6月から8月までの期間週2回2時間（午後5時から7時まで）時間延長の試行を継続します。

・子ども向け講座 春の読書週間内

キ ボランティアとの協働

図書館活動に関心を持ち、活動を通じて自己実現を目指す人々と協働し、より開かれた図書館活動と図書館サービスの一層の活性化に努めます。

・書庫ツアー
4→4回
・登録者
40→50名

ク 広報活動等の推進

要覧、館報やホームページにより、図書館活動等の情報を提供・発信し、利用者サービスの向上に努めます。

また、図書館の行う事業等について、積極的に報道機関に対し、情報を提供します。

・発行物(発行回数)
要覧(1)
館報(2)
北の資料(2)

(4) 課題解決支援サービスの充実

道民や地域が抱える課題解決を支援するため、パスファインダーや情報検索リンク集等を作成して情報発信するほか、地域の課題解決に向けた取組を推進します。

ア レファレンスサービスの充実

- (ア) 道民が抱える課題を自ら解決できるよう、時宜にかなったテーマのパスファインダー、情報検索リンク集、文献目録や書誌目録等を作成して情報発信に努めます。
- (イ) 当館のレファレンス事例を国立国会図書館の「レファレンス協同データベース」に登録するとともに、当館ホームページで事例を公開し、レファレンスサービスの利用促進に努めます。

イ ほっかいどう地域の課題解決サポート事業の推進

- (ア) 「図書館海援隊」の取組をはじめ、医療・健康、福祉、経済等に関する国や道等の機関が作成するパンフレット、情報等の収集、提供に努めます。
また、関連資料の展示や貸出し、関係機関と連携したセミナー、講座等の開催を通じて地域の課題解決に取り組みます。
- (イ) 道政サポートサービスの実施
道職員が道政課題や地域課題の解決を図っていく上で必要とする資料や情報を、簡便・迅速な方法で提供するとともに、レファレンスサービスを積極的に行います。

(5) 子ども読書活動の推進

北海道教育委員会が策定した「北海道子どもの読書活動推進計画」では、北海道のすべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行えるよう、環境整備を図ることを基本理念としており、この計画に基づき、市町村支援事業を推進するとともに児童サービスの充実を図ります。

ア 市町村活動支援事業の実施

子ども読書活動の推進を図る市町村立図書館等に対し、次の事業を実施します。(3頁(1)のウの(ウ)の再掲)

子ども読書活動支援

地域や学校での子どもの読書活動を支援するために、次の事業を実施します。

- ・学校ブックフェスティバル

市町村と連携して、図書の貸出しや読み聞かせを行う読書イベントを実施し、読書力の向上を図ります。

・10→7市
町村

- ・子ども読書相談
市町村の子ども読書活動推進計画の策定や子ども読書活動に関する研修会の開催等に対する助言をします。
- ・子ども読書サポート貸出し
おはなし会や図書まつり等の事業に、大型絵本、しかけ絵本等の貸出しを行います。

・6→6市町村

・60→60市
町村

イ 児童サービスの充実（6頁（3）の工の再掲）

- (ア) 児童書や調べ学習の資料を計画的に整備し、道立図書館における児童の利用の拡大を図ります。
- (イ) 子ども読書の日（4月23日）及びこども読書週間（4月23日～5月12日）等における資料展示のほか、国民読書年にちなんだおはなし会の開催や子ども向け利用講座等を実施し、読書活動を推進します。
- (ウ) 子どもの読書に関する資料や情報を収集し、提供します。
- (エ) 学校と連携し、職場体験学習等の児童・生徒を積極的な受入れに協力します。

(6) 国民読書年の取組

読書活動の推進を図るため定められた国民読書年にちなみ、こどもの読書週間（4月23日～5月12日）、読書週間（10月27日～11月9日）、夏休み期間中などに、資料展示、おはなし会、講座、講演等の事業を実施し、道民の読書活動の推進に努めます。

また、読書活動推進関係団体等が取り組む国民読書年事業に協力します。

(7) 各種研修等の充実

市町村立図書館等の職員の資質向上のため、研修会等を開催するほか、要請に応じ、職員を研修会の講師として派遣します。

ア 研修会の開催

- (ア) 新任実務研修
新任職員を対象に、それぞれの市町村立図書館等の課題に応じたカリキュラムによる研修を随時実施します。
- (イ) 市町村立図書館職員レファレンス体験研修
市町村立図書館等の実情に合わせ、受講者の要望に基づくカリキュラムにより、随時実施し、市町村におけるレファレンスサービスの向上と職員のスキルアップに努めます。

・3→3回

・6→6回

- (ウ) 研究協議会（3頁（1）のウの（カ）の再掲）
市町村立図書館等の職員を対象として、地域別に研究協議会を開催し、図書館活動に関する資料や情報の提供を行います。 ・ 7→7地域
- (I) 北海道図書館振興協議会との共催による研修会の実施 ・ 新任職員研修
職員を対象とした各種研修事業を北海道図書館振興協議会と共催し、内容の充実に努めます。 ・ 中堅職員研修
・ 研究集会

イ 職員の派遣

市町村立図書館等の要請に応じ、各管内における図書館職員の研修会や研究会の講師として、職員を派遣します。

ウ 研修会等の情報提供

文部科学省、国立国会図書館及び日本図書館協会等の研修会について周知するなど情報提供に努めます。

(8) 関係団体・機関等との連携

道内図書館の振興や相互協力の促進を図るため、関係団体・機関等との連携強化に努めます。

ア 北海道図書館振興協議会

- (ア) 図書館等の相互協力を推進するため、連携協力して諸課題の解決に努めます。
- (イ) 職員を対象とした各種研修事業を共催し、内容の充実に努めます。
(9頁（7）のアの（エ）の再掲)

イ 北海道図書館連絡会議

- (ア) 館種を越えた問題について協議、情報交換等を行うため、道内の公共・大学・短大・専門・学校図書館の協議会との相互連携に努めます。
- (イ) 北海道図書館大会を共催し、道内図書館の振興に努めます。

ウ 北海道読書推進運動協議会

読書週間の取組等の情報提供や優良読書グループ表彰によるボランティアグループの育成について、連携協力して読書普及の推進に努めます。 ・ 表彰
8→8グループ

エ 道立関係機関等

北海道立文書館、北海道立アイヌ民族研究センター、北海道史研究協議会などの関係機関・団体と連携・協力して、北方資料の保存・利用・レファレンス等の充実に努めます。

才 地域との連携

地域の団体や機関等と連携・協力し、図書館のPR及び利用促進のための事業を実施します。

・あつまれ！森
林公園クイズ
ラリー、おは
なし会

(9)施設・設備の整備

施設・設備については、その現状や活用状況を踏まえ、改善に努めます。

ア 図書館情報システムの運用の充実

図書館情報システムを活用して、横断検索*¹³の充実を図るほか、ホームページに新設した「北方資料デジタルライブラリー」によるデジタル資料の提供や、図書館ポータルサイトを活用した相互貸借の円滑な運営と関係者の情報交流を促進します。

イ 書架の増設による収納スペースの確保

書庫狭隘の解消に向け、書架の増設について検討します。

(10)管理運営と組織機構の改善

平成18年度に北海道が策定した「新たな行財政改革への取組み」等に対応した、これまでの取組を踏まえ、引き続き、効率的な管理運営に努めるとともに、組織の見直しを行います。

ア 管理運営の効率化

効率的な管理運営と経費削減を図るため、現在委託している梱包・発送、資料整理・新聞製本、支援用貸出資料の返却・配架の業務のほか、さらに委託可能な業務について検討します。

イ 組織・機構の見直し

平成21年度の公共施設評価の知事意見等を踏まえ、より効率的な組織・機構に向けて検討します。

ウ 職員の資質向上

各種研修会等への参加を奨励し、研修で得た知識、技術等の共有化に努めるとともに、職場内研修や職員の自主的な研修を推進します。

※13横断検索：道立図書館と道内市町村立図書館(参加館のみ)の所蔵資料を一括して検索すること。

(参 考) 平成22年度 図書館活動振興事業等予定一覧

旬 月	上 旬	中 旬	下 旬
4			○子ども読書の日(23日) ○こどもの読書週間(4/23～5/12) ○北図振～第1回理事会・総会(28日、札幌市) ○日図協～図書館記念日(30日)
5	○日図協～図書館振興の月 ・子ども図書館利用講座(書車ツアー)(5日) ・あつまれ! 森松園クイズラリー	○北学図～定期総会(15日、札幌市)	○日図協～理事会(26日)・評議員会(27日) ○日図協(公共図書館部会)～幹事会(27日)・総会(28日) ○全公図～理事会(27日、東京都)
6	○北読進協～総会 ○北図振～北海道図書館新任職員研修会(道立図書館) ・道民カレッジ連携講座(3日)	○北日図連～総会・理事会(24日、盛岡市) ○北日図連～北日本図書館大会(24～25日、盛岡市) ・道民カレッジ連携講座(17日)	○北海道図書館連絡会議 ・北海道立図書館協議会(第1回)
7	○北図振～北海道図書館中堅職員研修会(道立図書館) ○北図振～管内図書館振興協議会等～地方研究集会(7～2月、各管内で開催) ・道民カレッジ連携講座(1・8日)	○全公図～総会(9日、東京都) ・道民カレッジ連携講座(15日)	○北図振～全道図書館職員録の発行 ・道民カレッジ連携講座(22・29日)
8	○北学図～全国学校図書館研究大会(5～6日、静岡市) ・書車ツアー(4日)		
9	○北図振～北海道図書館大会(9～10日予定、札幌市) ・道民カレッジ連携講座(4日)	○日図協～全国図書館大会(16～17日、奈良市)	
10	○北図振～全道図書館研究集会(札幌市) ○北日図連～北日図連総合・経営部門研究協議会(8日、青森市)	○北図振～「北海道の図書館」—平成22年4月1日現在—発行 ・医療共催講座	○読書週間(10/27～11/9) ○文字・活字文化の日(27日) ○北読進協～優良読書グループ表彰
11	○日図協～全国公共図書館研究集会 総合・経営、サービス部門(9～10日、富山市) ○北海道図書館連絡会議 ・北海道立図書館協議会(第2回) ・書車ツアー(3日)	○日図協～全国公共図書館研究集会 児童・青少年部門(18～19日、高松市) ○北図振～第2回理事会、全道図書館長会議(札幌市)	
12	○北学図～青少年読書感想文全道コンクール及び北海道指定図書読書感想文コンクール(5日、札幌市)		
1	○北学図～北海道学校図書館研修講座(6～8日予定、札幌市)		
2	○日図協(公共図書館部会)～幹事会 ○全公図～理事会 ・書車ツアー(2日)		○北日図連～第2回理事会(書面)
3	・北海道立図書館協議会(第3回)	○日図協～理事会・評議員会	

◇凡例 ・北 図 振 … 北海道図書館振興協議会 ・北日図連 … 北日本図書館連盟 ・北読進協 … 北海道読書推進運動協議会
 ・北 学 図 … 北海道学校図書館協会 ・日 図 協 … 日本図書館協会 ・全 公 図 … 全国公共図書館協議会

3 予算の概要

平成22年度予算の概要は次のとおりです。

(単位：千円)

項目	21年度	22年度	増減	摘要
義務的経費				
北海道立図書館協議会	520	649	129	協議会運営に要する経費
小計	520	649	129	
施設等維持管理費				
図書館維持運営費(維持費)	39,695	39,725	30	施設の適切な維持管理に要する経費
図書館情報システム整備費	61,887	55,688	△6,199	情報システムの維持に要する経費
小計	101,582	95,413	△6,169	
一般施策事業費				
図書館情報システム運営費	7,689	7,597	△92	市町村立図書館等との通信ネットワーク、情報整備のため経費
図書館維持運営費	5,344	5,158	△186	事業及び施設運営を円滑に実施するため要する経費
図書館資料整備費	39,971	39,971	0	資料収集に要する経費
小計	53,004	52,726	△278	
計	155,106	148,788	△6,318	

4 組織体制



5 図書館資料の整備計画

平成22年度における北海道立図書館資料の収集は、北海道立図書館資料収集方針、各資料の選定基準及び北海道立図書館資料収集計画（平成22年度から3ヵ年）等に基づき、次のとおり整備します。

(1) 購入による資料収集

【 図書資料 】

ア 一般資料

(ア) 資料収集に当たっての基本

- a 資料の収集範囲は新刊書を中心とし、既刊書及び復刻資料も含むものとします。
- b 市町村立図書館等及び道民からのリクエストについては、積極的に対応します。

《貸出文庫資料》

市町村立図書館等からのリクエストを重視して収集します。

(イ) 重点項目

a 一般図書

- (a) 今年度の重点分野は、社会科学部門（ビジネス、暮らし、福祉、教育の分野）とし、今日的な社会状況から北海道の地域社会に関連する分野に重点をおき収集します。
- (b) 前項以外では、貸出要望の高い資料や地域の課題解決に向けた資料等の収集についても、積極的に取り組みます。

b 参考図書

- (a) 年鑑、年報、白書、統計書及び各種業界情報は、継続して収集します。
- (b) 各分野の主要な事典、ハンドブックの充実を図ります。
- (c) 各国語の辞典類を更新します。

c 児童図書

各種の受賞作品を中心とした文学作品と、調べ学習に対応できる資料など、子どもの読書推進のために資料を収集します。

(ウ) 収集計画〔各部門別購入計画〕

区分	総記	哲学	歴史	社会科学	自然科学	工学・技術	産業	芸術	語学	文学	児童書	復刻雑誌	合計
目標冊数	350冊	400冊	800冊	2,100冊	800冊	750冊	600冊	760冊	180冊	1,600冊	600冊	60冊	9,000冊
構成比率	3.9%	4.4%	8.9%	23.3%	8.9%	8.3%	6.7%	8.4%	2.0%	17.8%	6.7%	0.7%	100%

イ 北方資料

(ア) 資料の収集範囲

資料の種類、形態を問わず、また、サービス対象者を制限することなく、様々な利用者の様々な要求に応え得るあらゆる資料を収集します。

a 北方地域の過去、現在を知り、未来を展望できる資料を収集します。

(a) 北方地域を主題とする資料

(b) 北方地域に関係の深い人物、団体等を主題とする資料

b 新刊書は、漏れなく収集します。

c 古書は、需要度の高いもの、資料価値の高いもの、入手が困難なものを優先して収集します。

(イ) 収集計画〔資料種別購入計画〕

前年度の購入実績を勘案して収集します。

区 分	図 書			視聴覚資料	計
	新刊書	古 書	小 計		
目標冊数	800冊	50冊	850冊	150点	1,000冊
構成比率	80%	5%	85%	15%	100%

ウ 支援活動用資料

(ア) 新刊書重点貸出用

図書館未設置市町村における公民館図書室等の利用増を図るため、話題の小説やエッセイ等の読み物や日常生活に係る料理、育児等の実用書、絵本や児童向け読み物を収集します。

(イ) 事業協力用

学校読書支援、一日図書館フェスティバル等の支援事業や市町村立図書館等の実施する青空図書館、読み聞かせ等を支援するために、絵本、児童向け読み物、図鑑、調べ学習用図書等の児童書を収集します。

また、大型絵本、しかけ絵本、エプロンシアター等を収集します。

(ウ) 収集計画〔分野別購入計画〕

過去3年間の貸出状況及び蔵書状況を勘案し収集します。

区 分	実用・教養書	文学一般	児 童 書	計
目標冊数	400冊	500冊	800冊	1,700冊
構成比率	23.5%	29.4%	47.1%	100%

【 逐次刊行物 】

市町村立図書館の収集状況を考慮しながら各分野ごとの選定基準に照らし収集します。

- ・一般資料 180 タイトル
- ・北方資料 60 タイトル
- (計 240 タイトル)

【 視聴覚資料 】

ア 一般資料

映像資料・録音資料は、図書館学関係資料を中心に収集します。マイクロ資料は、北海道新聞地方版を収集します。電子資料は、図書から切り替わった資料を継続収集します。

イ 北方資料

映像資料・録音資料、マイクロ資料、電子資料等で北方地域を主題とする資料を収集します。

(2) 寄贈等による資料収集

ア 一般資料

政府及び政府関係機関、大学、民間団体、個人等からの寄贈等により収集する資料は、各資料の選定基準に照らして収集するほか、必要に応じて寄贈依頼するなどして有効に収集するものとし、図書資料約5,000冊、逐次刊行物約1,500タイトルの収集を目標とします。

イ 北方資料

出版情報の把握に努め、寄贈依頼等の方法を積極的に活用して、各種資料を有効収集し資料の充実を図るものとし、図書資料約7,000冊、逐次刊行物約1,100タイトルの収集を目標とします。

(3) その他

所蔵資料の保存については、特に北方資料を最優先とし、貴重と認められる資料のデジタル化、劣化資料（酸性紙等）の複製、中性紙による帙作成及び破損資料の製本の取組を行います。また、書庫内の防虫や空気調和環境の適正な維持等、後世への利用提供のための良好な保存環境の維持に努めます。

6 非常措置計画の概要

北海道立図書館防火管理規程

(平成18年3月31日館長決定)

この規程は、消防法（昭和23年法律第186号）第8条並びに北海道立図書館管理規則（昭和52年北海道教育委員会規則第20号）第19条の規定に基づき、必要な事項を定める。

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、北海道立図書館（以下「図書館」という。）における防火管理の徹底を期し、もって、火災その他の災害を予防し、警戒し、鎮圧し及び災害による人的、物的被害を軽減することを目的とする。

(他の規程との関係)

第2条 前条の目的を達成するため防火管理について、必要な事項は別に定めのある場合のほか、この規程の定めるところによる。

第2章 防火管理機構

(防火管理責任組織)

第3条 常時の火災予防について徹底を期するため、次の管理責任者等を置くこととし、北海道立図書館長（以下「館長」という。）がこれを指定する。

- (1) 防火管理者
- (2) 火気取締責任者

2 前項のための組織及び任務分担は、別に定めるところによる。

(自衛消防組織)

第4条 火災その他の事故発生の場合、その被害鎮圧のため図書館内に自衛消防組織を置く。

- 2 自衛消防組織を指揮監督するため、自衛消防本部長及び自衛消防副本部長を置く。
- 3 前項の組織及び任務の分担は、別に定めるところによる。

第3章 火災予防

(点検基準)

第5条 火災予防のための消防用設備等の点検基準は、次による。

点検種別等 区 分	総合点検				機能点検			点 検 期 間
	作動	外観	機能	総合	作動	外観	機能	
自動火災報知設備	○	○	○	○		○	○	6月ごと(総合年1回、機能年1回)
防火戸・防火シャッター設備	○	○	○	○	○	○	○	
誘導灯及び誘導標識		○	○			○	○	
屋内消火栓設備		○	○	○		○	○	
ハロゲン化物消火設備		○	○	○		○	○	
消 火 器 具		○	○			○	○	
非常放送設備	○	○	○	○		○	○	
非常電源設備	○	○	○	○		○	○	
避難器具		○	○	○				

(改善措置並びに記録保存)

第6条 前条に基づく点検の結果、改善を要する事項を発見した場合は、防火管理者にすみやかに報告するものとする。

2 防火管理者は、前項の報告を受けたとき、館長の指示を求め、改善に努めなければならない。

3 点検の結果は、点検票に記録し、保存しなければならない。

(臨時火気使用)

第7条 図書館の施設内及び敷地内において臨時に火気を使用する場合は、防火管理者の許可を受けなければならない。

2 図書館の施設内及び敷地内において喫煙は禁止する。

第4章 災害防御

(防御)

第8条 図書館の施設内及び敷地内に火災発生又はその他の災害が発生した場合は、被害を鎮圧するため、第4条に定める自衛消防組織の編成により担当任務の遂行に当たるものとする。

第5章 教育訓練

(防火教育)

第9条 図書館の職員は、進んで防火に関して教育を受け、防火管理の万全を期するよう努めるものとする。

(消防訓練)

第10条 災害に際し被害を鎮圧するため、消防訓練によって技術の向上に努めるものとする。消防訓練は、総合訓練を年1回以上実施するものとする。

第6章 消防機関との連絡

(連絡事項)

第11条 防火管理者は、次の事項について常に消防機関と連絡を密にして、防火管理の適正を期するよう努めなければならない。

- (1) 消防計画の提出（改正の際は、その都度）
- (2) 査察の要請
- (3) 教育訓練指導の要請
- (4) 建物及び諸設備の使用、変更する場合の事前連絡及び法令に基づく諸手続きの促進
- (5) その他防火管理に必要な事項

第7章 その他

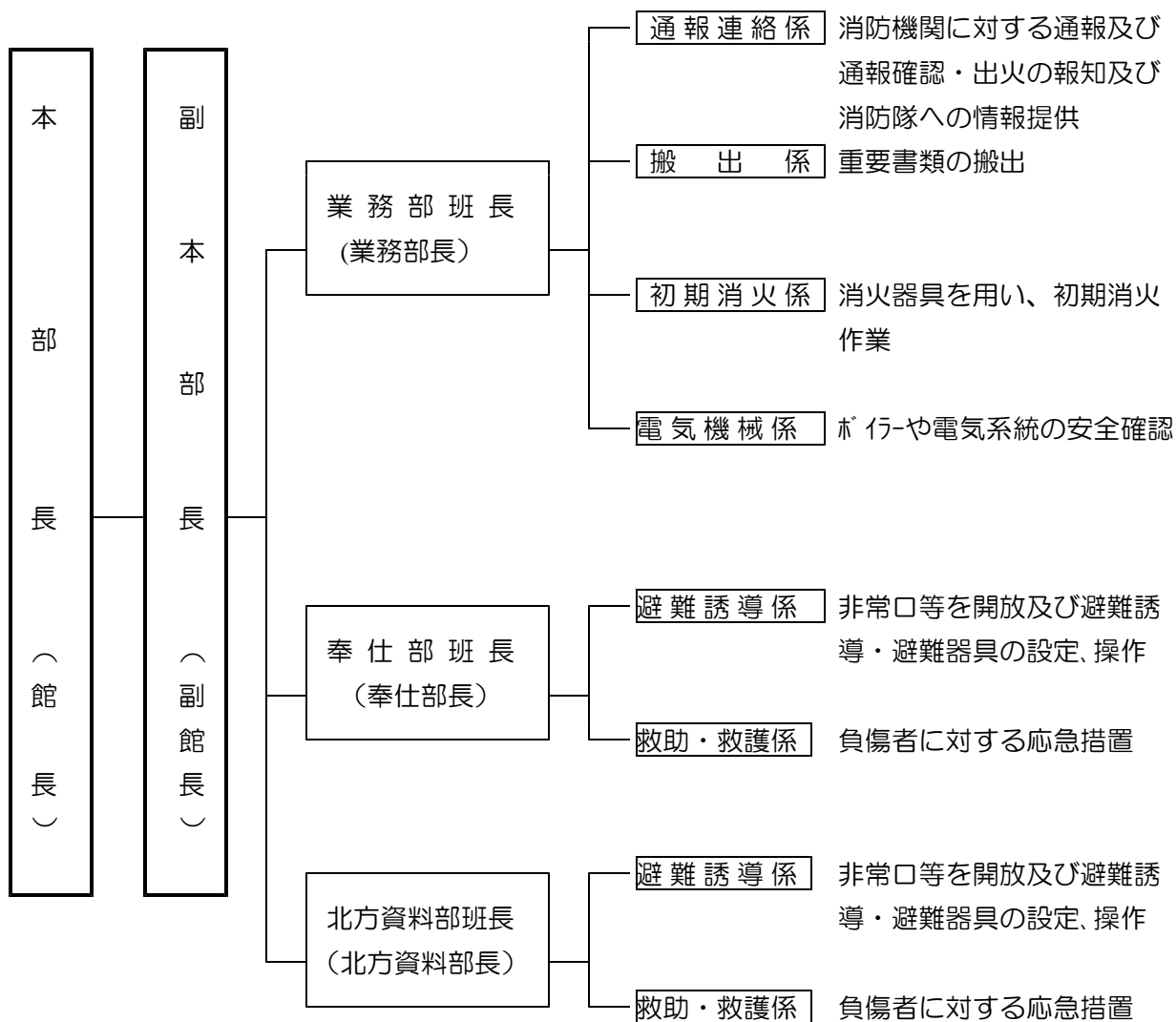
(その他)

第12条 この規程は、図書館の業務委託に係わる者、物品の納入等で出入りする業者等並びに利用者についても適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から適用する。
- 2 昭和49年5月1日の館長決定は廃止する。
- 3 この規程は、平成19年4月1日から適用する。

北海道立図書館自衛消防組織編成表



<資料> 国民読書年に関する決議（平成20年6月6日）

<衆議院本会議>

国民読書年に関する決議（第169回国会、決議第2号）

文字・活字は、人類が生み出した文明の根源をなす崇高な資産であり、これを受け継ぎ、発展させて心豊かな国民生活と活力あふれる社会の実現に資することは、われわれの重要な責務である。

しかしながら、我が国においては近年、年齢や性別、職業等を越えて活字離れ、読書離れが進み、読解力や言語力の衰退が我が国の精神文明の変質と社会の劣化を誘引する大きな要因の一つとなりつつあることは否定できない。

我が国の国会はこうした危機意識から、平成11年（西暦1999年）に「子ども読書年に関する決議」を衆参両院で採択、平成13年（西暦2001年）には「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定、さらに平成17年（西暦2005年）には「文字・活字文化振興法」を制定し、具体的な施策の展開を政府とともに進めてきた。

学校における「朝の読書運動」の急速な浸透、読書の街づくりの広がり、様々な読書グループの活性化など、国民の間の「読み・書き」運動の復活、振興などはその効果の顕著な例である。

こうした気運の一層の発展をめざし、われわれは「文字・活字文化振興法」の制定から5年目の平成22年（西暦2010年）を新たに「国民読書年」と定め、政官民協力のものと、国をあげてあらゆる努力を重ねることをここに宣言する。

右決議する。

<参議院本会議>

国民読書年に関する決議

文字・活字によって、人類はその英知を後世に伝えてきた。この豊穡で深遠な知的遺産を受け継ぎ、更に発展させ、心豊かな社会の実現につなげていくことは、今の世に生きる我々が負うべき重大な責務である。

しかし、近年我が国でも「活字離れ」と言われて久しく、年齢層を問わず、読書への興味が薄れていると言わざるを得ない。これが言語力、読解力の衰退や精神文明の変質の大きな要因の一つとなりつつあることは否定できない。

我々はこの事実を深刻なものと受け止め、読書の価値を見直し、意識の啓発を目指し、政府と協力してあらゆる活動を行ってきた。1999年に「子ども読書年に関する決議」を両院で採択、2001年には「子どもの読書活動の推進に関する法律」を立法、さらに2005年には「文字・活字文化振興法」を制定し、具体的な施策の展開を推し進めてきた。

それらに呼応して「朝の10分間読書運動」の浸透、読書の街づくりの広がり、様々な読書に関する市民活動の活性化など、読書への国民の意識は再び高まりつつある。

この気運を更に高め、真に躍動的なものにしていくため、2010年を新たに「国民読書年」と定めたいと思う。これにより、政官民が協力し、国をあげてあらゆる努力を重ねることをここに宣言する。

右決議する。